消 安 全 第 62 号 平成 31 年 2 月 15 日

各都道府県知事 殿 (扱い:消費者行政担当課)

消費者庁長官 岡村 和美 (公 印 省 略 )

消費者安全法第38条第1項の規定に基づく消費者事故等に係る情報提供について (カプセル入りスポンジ玩具の幼児の体内への侵入についての注意喚起)

当庁では、カプセル入りスポンジ玩具(以下「当該玩具」という。)が幼児の体内に侵入した事故について、消費者安全法(平成21年法律第50号。以下「消費者安全法」という。)第12条第1項の規定に基づく通知を受け、平成30年12月20日、消費者安全法の重大事故等に係る公表をしたところです。

この度、当庁は、当該玩具による消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、 消費者安全法第 38 条第1項の規定に基づき、別添の報道発表資料を消費者被害の 発生又は拡大の防止に資する情報として貴都道府県に提供いたします。

貴都道府県におかれましては、下記の情報を貴管内市区町村に提供していただく とともに、管内の消費者に対する周知・啓発に御協力をお願いいたします。

記

- 「カプセル入りスポンジ玩具が幼児の体内に入る事故が発生!」(平成31年2月15日付け報道発表資料)
  - ※ 報道発表資料については消費者庁ウェブサイトで御確認ください。 (URL)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\_safety/release/2018/pdf/consumer\_safety\_release\_190215\_0001.pdf

担 当:消費者庁消費者安全課

尾崎 安藤 助川

電 話:03-3507-9200 (直通)

FAX: 03-3507-9290